

平成27年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年9月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年9月8日 午前9時宣告（第5日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	片岡 博彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成27年 9月 8日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について
総務常任委員会

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第1、一般質問を行います。
きのうに引き続き、一般質問を行います。
1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

皆さん、おはようございます。1番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い4点の質問をいたします。

質問の前に、先の8月30日に加茂地区で開催された佐川町防災訓練に関連した防災の考え方について、一言所見を述べさせていただきます。

初めに、当日の訓練に参加された自主防災組織や住民の皆さん、消防団や行政関係機関の皆さん、雨の中、本当に御苦勞様でした。自分たちの手で地域を守ろうと考える住民の皆さんがそこにいる限り、地域の安全と安心が確保されるのだと強く感じた1日でした。

あいにくの天候で、予定していた訓練の一部が中止となり残念な部分もありましたが、参加された皆さんには大変意義のある訓練内容であったと思います。いつ起こるかわからない地震災害への対応は、日ごろからの備えと対応する人の意識づくりが重要です。

以前にも申し上げましたが、災害に対応する組織の皆さんや行政を中心とする関係機関の皆さんが、災害発生後に元気で行動できる状態になくってはなりません。まず自分自身と家族の安全を守り、隣近所へと共助の輪を広げていけてこそ、地域の安全・安心を守ることができます。安否確認や救助、災害対策本部への報告、避難所の開設や炊き出しなど、避難者への支援も中心になって活躍する皆さんがいてこそ、実現するのです。

近年は、竜巻やゲリラ豪雨など、これまで見られなかった想定外の自然災害も多く、地震とあわせて災害発生リスクを高めています。台風や地震など、自然界の災害発生を止めることは、今の科学力をもって不可能ですが、せめて人間の手で止めることのできる災害のリスクは避けたいものです。

想定外の出来事で、事故の可能性が心配される原子力発電所の稼働は、人間の手で止めることのできる大きな災害リスクの1つです。

長い時をかけて豊かな自然と人々の生活を育んできたふるさとに、漏れ出した放射能が流入し長期間住めない状況をつくらないために、伊方原発から半径 90 キロ圏内に住む私たちにとってのメリット、デメリットをよく考えなければなりません。

先月、四国電力の方から、当町議会議員が伊方原発再稼働に向けた取り組みの説明を受けました。新しい安全基準により想定外の被害を受けた福島原発事故の問題点をクリアし、安全を確保しているとのことでした。でも、議員からの質問に、「これで絶対に安全である。事故は絶対に起きない」とは言えないとのことのお答えもありました。

世界各地で起こっているテロや戦争、巨大地震や津波など、今回の新しい基準で想定しなかった想定外の出来事が起こらないとも限りません。あらゆる可能性を考えた場合に、絶対に安全だとは言いきれない状況が原発再稼働には伴います。今や電気は、私たちの日常生活にとって欠くことのできない大切なエネルギーです。国や愛媛県、原発周辺の自治体においては、それぞれのメリット、デメリットを考えて、原発再稼働賛成の立場をとっています。

でも、補助金や地域経済へのメリットがない我が町の生活基盤を、原発事故によって住民から全てを奪う危険が心配されるのなら、人間の力で原子力を安全に制御できる時代が来るまでは、既存の制御可能で安全な発電エネルギーを選択するほうが、我が町佐川町にとって得策であると考えます。防災訓練の成果として、多くの町民の皆さんが元気に助かっても、放射能の影響によりふるさとを追われる状況ともなれば、助かった喜びも半減してしまうかも知れません。

私も、60代を迎えせっかく建てた家を追われ、友人や家族と離れ離れの避難生活を送るのはいやです。死ぬまでふるさとで、友人や家族と幸せに暮らせることを望みます。お年を召された皆さんにはなおさら厳しい避難生活となるでしょう。先祖代々暮らしてきた美しいふるさとを、後の後世にしっかりつなげるよう選択を間違わないことが、今の時代に生きる私たち大人の役割であると強く感じつつ質問に入りたいと思います。

初めに、佐川町におけるマイナンバー制度の取り組み状況についてお尋ねをします。

先日の坂本議員の質問と重複する部分もありますが、重ねての答えをお願いいたします。赤ちゃんから高齢者まで、国民一人一人

に割り振られる 12 桁の個人番号、マイナンバーによるマイナンバー制度の運用が来年 1 月から始まります。

佐川町でも本年 10 月から各個人にマイナンバーが通知され、来年 1 月からの番号利用がスタートすると、9 月の町広報にも掲載されていました。マイナンバーは、税金や年金など、制度ごとに管理されている情報を国民全員に割り当てた個人番号で一元化する制度です。社会保障や災害対策などの分野で保有する個人情報とマイナンバーとを関連づけて、効果的に情報を管理し、各行政機関で情報を連携することで国民の利便性を向上し、あわせて行政コストの削減を図ることを目的とした社会基盤づくりとも言われています。

しかし、国民の利便性向上と行政コストの削減という大きなメリットがある反面、個人情報を全て一元化することで、より多くの個人情報が一度に流出するデメリットが心配されます。ずさんなセキュリティ対策が指摘された日本年金機構の個人情報漏えい問題を機に、国民の不安は高まり情報の流出を防ぐため、万全の対策を望む声が高まっています。

総務省は各自治体に対し、重要な対策として番号を管理する基幹系システムとインターネットにつながる情報系システムの分離を求めています。これは、両システムがつながっていれば、ウィルスの侵入によって情報流出の危険性が高まるからです。新聞報道などでは、分離できている自治体は多くなく、システム改修に多額の経費がかかる上、番号を住民票のデータなどと結びつける準備作業に追われ、人手も足りないなど、対策が十分でないままスタートすることへの懸念も指摘されています。町民の皆さんからも心配の声が聞こえてまいります。

そこで、お尋ねをいたします。初めに、来年 1 月から番号を利用するマイナンバー制度運用までのタイムスケジュールと、個人情報のセキュリティ対策について、どのような取り組みを進めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

特に、業務を遂行する上で、基幹系システムから得た情報を情報系システムにつながった職員個々のパソコンで処理する場合の対策内容を、よろしく願いをいたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。お答えを申し上げます。まず、マイナンバー制度実施の流れと町の準備状況でございますけれども、来月 10 月

から、議員もおっしゃいましたように、住民票を有する方に 12 桁のマイナンバーが通知をされます。これは役場からではなくですね、地方公共団体情報システム機構というところから送付されることになっております。この通知が済みましたら、いよいよ来年 1 月から行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されまして、社会保障や税、災害対策に係る申請や届け出に、このマイナンバーの記載が必要となりますとともに、希望者への顔写真付きの個人番号カードの交付が始まります。

このスケジュールに対応するために、現在、町では各業務のシステム改修、また法律の改修に合わせました個人情報保護条例の改正、そして個人番号カードの交付業務の体制の整備といった取り組みを行っております。

また、制度の内容を町民の皆様にも知っていただくために、国が作成しましたパンフレットの回覧、また広報さかわへの紹介記事の掲載などの広報活動もあわせて行っているところであります。

それから、情報管理についてのお尋ねがございました。先般、日本年金機構におきまして、大量の個人情報が流出するという事案が発生しました。この事案は、同機構のネットワークがインターネットに接続された情報系ネットワークと業務用の基幹系ネットワークとに分離されたにもかかわらず、同機構の職員が基幹系ネットワークから情報ネットワークに個人情報を移動、保管するなど、不適切な運用を行ったことによりまして、回線の分離が事実上無効化されまして、個人情報の流出につながったものでございます。

本庁のネットワークでございませけれども、情報系と基幹系に分離をされておりますけれども、庁内において不適切な運用が行われれば、年金機構と同様の事態を招く可能性が十分でございます。このため、基幹系のネットワーク、そして情報系ネットワークを物理的に切断し、通信不可能な状態にすることを初め、全職員を対象とした研修の実施によりまして、職員の意識の向上を図り、徹底したセキュリティ対策を推進していくこととしております。

また、もう 1 つ。その取り出しました情報をどういうふうに扱うかにつきましては、その以前に、不審なメールのサーバー段階の遮断という方法も加えまして、既存の住基システムに保存されている個人情報は、基幹系ネットワークでのみ使用する。または情報系ネットワークから遮断された環境で使用する。また、業務に使用して

いる端末を両ネットワークの両端末に使わないなどの対策もごさいますが、情報技術の進歩につきましてはめざましいものがございます。情報保護につきましては、これからいろいろな対策、システムの対策、それから制度の対策につきましても、国や県の指導もいただき、個人情報流出がないように適切な管理に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

適切なお答えをいただきましてありがとうございます。情報系と基幹系を完全に遮断する、また情報系で情報管理をする上においてもしっかりしたセキュリティ対策を取って、情報が他に流出しないような考え方で事業を進めていただくというふうなお答えであったと思います。

次に、個人情報の適正な管理体制について、お尋ねをいたします。政府は、2018年から個人番号を、銀行など銀行口座にも摘要する。また、日本年金機構の情報流出問題を受けて、時期を、最長で2017年11月まで延期したものの、個人番号と基礎年金番号を連携させる考えを示しています。この改正法案により、個人番号と預金番号を結びつけ、税務当局などが国民の資産状況を正確に把握し、脱税や年金の不正受給を防ぐことを目指していますが、消費者団体などからは、個人資産への国の監視が強まることへの懸念や、マイナンバーの利用範囲拡大で、情報が流出するリスクが高まるとの指摘も出ています。

窓口となる自治体には、万全の情報セキュリティ対策について、国より指導があると伺っています。個人情報の保護については、管理するシステム機器の分離だけでなく、そのシステムを活用し業務を遂行する職員の危機管理意識が重要です。

行政にとって、情報が一元化されれば、業務のコストを削減することができます。しかし、より多くの職員が一元化された情報に集中することとなり、統一された認識レベルでの情報管理が求められます。個人の預金や年金情報につながるマイナンバーの情報管理は、これまでの業務以上に、職員一人一人の危機意識を高めた管理体制が望まれますが、どのような危機意識を持って業務を進めていくお考えでしょうか。お答えをよろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、まず、情

報を扱う職員の意識レベル、これが高いものにならないとだめだというふうに感じております。ですから、研修の実施は非常に必要性がありまして、これを効果的に開催することによりまして、その意識レベルを上げていきたいというふうに思っております。

また、マイナンバー制度の開始によりまして、その個人情報が一本化されるというイメージを持たれている方が多いと思っておりますけれども、今回のマイナンバー制度では、各行政機関等が保有している個人情報特定の機関に集約して、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧するというふうな一元管理のこの方法は採用しておりません。これまでどおりですね、国税に関する情報は税務署、そして年金に関する情報は年金事務所、そういうふうに分散して管理をされることになっております。

また、他の機関の個人情報が必要になった場合にはですね、法律で定められた内容に限り情報提供ネットワークシステムを利用いたしまして、情報の照会、提供などができるようになっております。

そういうふうな制度的なこともございまして、個人情報については、これからも適切な管理、それから国、県の指導を仰ぎまして、適切にその取り扱いを行っていききたいと思います。よろしく申し上げます。

1 番（下川芳樹君）

これまでどおりに、それぞれの所管に基づいてその情報については管理をされる。また法的な権限で制限された部分において、その情報の抽出ができるというふうなお答えだったと思います。

1つにまとめられた情報っていうものを、ある程度管理していく上で、やはり既存の、これまでどおりの管理体制の中で制限された情報の抽出というふうなこともあろうかと思いますが、やはり、情報がある程度まとめられた状況の中で、それにかかわる職員というのは、やはり1つの端末に集中するというふうなことはないのでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今までもですね、その個人情報、いわゆるその氏名、年齢、住所、性別、この4情報が個人情報といわれておりまして、これにプラスして番号が入りまして、これで特定個人情報という格好なんですけれども、以前におきましてそういうふうな前段の4種の個人情報につきまして、職員がそういう情報を操作す

ると、見ることができるということは、住基を初めですね、特に住基とか戸籍のほうについては閲覧の可能、閲覧といいますか、その業務上見ることは当然でございます。公務員の知識もございませし、そこらへんはもう当たり前のように、情報の保護ということの意識は高く持っているというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。意識の問題も高く持って、今後とも管理ということが大変重要であると思います。国民の利便性向上と行政コスト削減という大きいメリットがある制度です。行政だけのメリットにならないように、町民の大切な個人情報をしっかり守り、町民の皆さんからも便利な制度になったと喜んでいただければよい重ねてお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

佐川町の介護保険事業におけるサービス利用者 2 割負担の状況について、お尋ねをしたいと思います。

昨年 6 月の法改正により、一定以上の所得のある高齢者を対象に、本年 8 月 1 日から介護保険サービス利用時の個人負担が 1 割から 2 割に引き上げられました。2 割負担になるのは、原則、年金収入のみの場合で、年額 280 万円以上の人で、県の推計によると、県内では約 3,700 人が負担増となるとのことでした。市町村では、8 月からの負担割合の変更に伴い、該当者に通知を送付したところ、負担倍増の通知に驚いた人からの問い合わせや苦情が自治体窓口に相次いだとの報道もありました。

また、低所得の施設入所者への部屋代や食事の補助は 1 千万円超えの資産のある場合には、補助対象外に。特別養護老人ホームの相部屋入居者から部屋代を新たに徴収する。介護サービス利用自己負担上限額を月額 3 万 7,200 円から月額 4 万 4,400 円に引き上げるなど、今回の法改正による被保険者への経済的な影響が心配されます。

そこで、お尋ねをいたします。佐川町における負担割合変更などに伴う被保険者からの問い合わせ状況、2 割負担の対象となる被保険者の人数についてお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えいたします。介護保険につきましては、今般の制度改正によりまして、御指摘のとおりいくつかの制度改正がっております。その中で、介護保険サービスの利用者の負担割合 1 割から 2 割の引き上げについて、まず

お答えいたします。

全体的な対象者につきましては、先ほど御説明がありましたとおりに、年金収入のみの場合については280万円という設定で、所得でいきますと160万円以上の方というのが対象になります。その方、8月1日現在で佐川町の現状を申し上げますと、全体、要介護認定者がですね、986名おいでます。その中で、2割負担になられる方については35名。率にしますと3.5%という方になります。残りの951人96.5%の方については1割負担という状況でございます。

実際に窓口等で事務をしてですね、その方に通知を差し上げているんですけども、問い合わせですね、制度改正のこの中身についての問い合わせというのは何件かあるというふうに聞いてますが、具体的に、いわゆる苦情といいますか、そういったものを受け付けたりといったケースは佐川町の場合は、今時点ではないというふうに担当のほうから報告を受けております。

それから、いくつかちょっとお話ありましたけれども、私のほうでわかっている範囲で、特に施設入所に関係する部分で、原則食費であるとか、居住費、部屋代、こういったものについては自己負担が原則になってますけれども、これについても低所得の方については、申請によって免除といいますか負担軽減が受けられるという制度が今までありまして、これも8月1日の改正によって、資産といいますか預貯金が多い方、先ほどもありましたけども、1千万以上預貯金等がある方、それから夫婦の世帯でありますと、合計して2千万円以上と。そういった方々については負担軽減しないといいますか対象外となる形になってます。

これについても少し、担当のほうに聞きますと、全体でですね、いわゆる負担軽減の申請があっている方については、今時点で212名ぐらいおいでるということですが、その中で、審査をした結果ですね、そういった預貯金等がオーバーになるという方で、30名程度が対象外と。手続き上は却下という形になると思うんですけども、そういった方々はおいでると。もちろん制度改正の中身を御承知していただいておって、そもそも申請をしていただいてないというか、自分が預貯金もうそれ以上該当するということで、申請しない方も恐らく何人かはおるだろうということですので、影響という意味ではその程度人数がおいでるかなど。

これにつきましても、窓口等で問い合わせ等がありますけれども、

具体的に苦情があったりとか、そういったトラブルになるようなケースはないということでございます。以上で回答を終わります。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。対象者 3% 少々、認定者の中で 3% 少々、それから施設入居者で 30 名程度と。その中で特に制度改正に伴ってその苦情があったという話はなかったというふうな御回答でございます。

それでは次に、今回の 2 割負担移行により、これまで受けていた介護サービスの回数を減らし、ケアプランを見直す利用者が全国的に見られるとのことですが、佐川町においてこのような対象者はいますか。もし、いるなら、どのような対応をされているのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この制度改正によってですね、現実的にサービスの変更をしたりとか、それによってですね、影響を受けたという方がおいでということとは報告受けておりません。

1 番（下川芳樹君）

サービスを軽減して、介護事業の内容を変えたという対象者はいないというふうなお答えでした。佐川町の介護保険事業は国民健康保険事業とあわせて、少子高齢化の中で右肩上がりに保険料が増大しております。今後も、介護や医療を守る保険者として、制度の意義を尊重し、被保険者の立場に立った事業運営に努められますようお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、霧生関開発計画の変更内容について、お尋ねをしたいと思います。

昨年 9 月議会定例会において、加茂地区における緊急時の患者運搬時間短縮の観点から、地区に最も近い霧生関へヘリポート設置について、質問をいたしました。そのときの質問に対するお答えは、平成 26 年度中に霧生関の開発許可に関する変更計画を策定し、平成 27 年度にヘリポートの完成を目指したいとのことでした。

その後、災害時の活動拠点として計画内容を見直すことで、ヘリポートの完成時期が平成 28 年度へと 1 年間延期された旨の内容が、町執行部より報告されました。早期のヘリポート完成を望む地域住民の声もあり、1 年間の完成延期に至った経緯と、新しい計画内容、今後の進捗計画について、御説明をいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。霧生関地区のヘリポート整備につきましては、26年度中に変更計画を策定の上、27年度中の完成を目指しておりました。

しかしながら、防災拠点として活用できるよう計画の変更内容を詰めていく中で、大型ヘリが離着陸できる面積に加えまして、一定規模の、自衛隊や消防救助隊、また警察災害派遣隊の宿営場所を確保するためには、現面積では広さが足りないことが判明いたしましたことから、隣接いたします民有地の取得について検討する必要が出てまいりました。

ヘリポートや宿营地、備蓄倉庫といった防災機能を効率的、効果的に配置するには、土地の全体の広さを確定した後に、それらの設置位置も決定したほうがよいただろうという判断によりまして、ヘリポートのみ先行して整備をするという拙速な対応を避けまして、27年度は造成面積の確定と機能配置の検討、計画の変更許可手続を行いまして、ヘリポートの設置を含めました造成工事は28年度から行うこととしたところでございます。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、開発計画の内容、それと今後のスケジュールについて御答弁差し上げます。

開発区域内の利用計画につきましては、日常的にはドクターヘリの緊急離発着場として利用いたします。また、災害発生時の拠点として利用することを予定してございます。区域内には、大型ヘリコプター緊急離発着場を含む自衛隊宿营地、駐車場スペース、また警察災害派遣隊及び緊急消防救援隊の宿营地、駐車スペースを確保する計画としてございます。

今後の予定について御説明いたします。本年度は、決定しました利用計画、計画区域に基づく都市計画法及び森林法の開発変更許可を申請する予定であります。申請時期は本年度末を予定してございます。来年度は大型ヘリコプターの緊急離発着場を含めた開発工事に着手し、来年度、平成28年度中の完成を予定しているところでございます。以上でございます。

1番（下川芳樹君）

スケジュールについては大体わかりました。また、変更になった理由についても詳細な説明をいただきました。

次に、新しい計画に基づいた霧生関の土地利用についてお尋ねをいたします。災害時における活動拠点として活用されるとのことですが、ヘリポート以外の用地は、災害時に緊急災害援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊が救助、救急、消火活動を行うため、車両や資機材など、とめ置き、宿営するためのもので、災害要請期間を除き全く利用されない状況となっています。

計画実現のため、隣接する地権者との土地交換など、双方にとってメリットのある話し合いが進んでいるのなら、これまで問題となっていた火薬庫の移転も視野に入れた協議も検討されてはと考えます。火薬庫の移転によりヘリポート以外の土地が多目的に有効活用されれば、霧生関の利用価値も向上すると考えますが、町長、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。霧生関の公園用地と、利活用ということで、私もいろいろと検討してまいりました。その中でやはり火薬庫が存在するということが、1つのネックになっておりました。

これまでの経緯をお話しをさせていただきますと、火薬庫の移転先を検討していろいろ当たったそうです。民間会社の利用のことも考えると、それほど遠くに火薬庫を設けることはできないということで、できるだけ近隣の場所で移転先というものを探しておりましたが、結論として見つからなかったということになっております。現時点では、火薬庫の移転は非常に困難であるというふうに判断をしております。

その中で、今回、開発許可、工事として整備をした跡地について、今の範囲で、火薬庫が存在する中で、何か利用方法はないのかということ、今後の地方創生の佐川町の取り組み、また総合計画の佐川町の取り組みの中で、しっかり考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

1番（下川芳樹君）

ぜひ、将来に向けて有効な活用方法を考えていただき、また、火薬庫問題についても、現状ではなかなか難しい、いうふうなお答えでございましたが、話し合いの糸を切らずに、前向きに進めていただきたいと思いますようお願いをいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

移住・定住対策における計画の策定状況について、お尋ねをいたします。

先の6月議会定例会で、移住・定住に関する促進計画を策定すべきとの質問に対し、現在策定中の地方創生総合戦略の中に、しっかり盛り込んでいくとのことのお答えがございました。また、6月の行政報告では、8月をめどに、佐川町の将来人口推計と分析を実施し、人口長期ビジョンで人口の現状と将来の姿について示した上で、本年10月中にこれを策定するとの報告もありました。

私自身、移住・定住対策は町の将来を左右する極めて重要な施策の1つであると考えており、計画の進行状況が大変気になるところでもございます。そこで、現在策定中の計画において、既に確定している内容がありましたら、また、現在の進捗状況についてお答えできる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。昨日、坂本議員のほうからも御質問がありました人口展望につきましては、社人研の推測による現在1万3,500人の町の人口が、2060年、45年後には約6,900人になると推測をされております。そこで、佐川町におきましては、人口展望において出生率の向上と移住・定住促進の効果を反映し、2060年には人口9,340人を目指すこととしております。

それで、先ほど下川議員の中の移住・定住についての施策としましてですね、総合計画、総合戦略の両計画にどのように反映していくかにつきましては、まず総合計画におきましては、施策の1つに、移住・定住の促進を上げるようにしております。その中で、一次産業の連携や空き家活用による雇用と移住の確保に努めることとしております。またあわせまして、情報発信力を高める施策や子育てしやすい環境を地域ぐるみで作り出す施策、意欲ある企業者を支援する施策、ふるさと教育を推進する施策など、移住・定住につながる施策、取り組みを総合計画の中に盛り込んでいくこととしております。

また、総合戦略におきましては、国、県と同様に、4つの基本目標の1つに、新しい人の流れをつくるという項目を立て、KPI、重要業績評価指数に移住・定住数を設定することとしております。その中で、案ではありますが、平成27年度から平成31年度までの、

延べ 112 名の移住・定住者を目標に設定をさせていただいているところでございます。

あと、具体的な事業につきましては、現在、まずですね、移住・定住促進に関する取り組みで、地方創生総合戦略に盛り込む予定の事業をちょっと具体的に説明をさせていただきますと、まず、地域おこし協力隊の活用が不可欠となってくると思っております。現在、自伐型林業を中心に採用しておりますが、今後、農業やものづくりの分野でも採用をしていきたいと考えております。協力隊の任期は最大 3 年ではありますが、自立・定住できる枠組みや支援もあわせて実施することが重要となってきますので、自伐型林業、ものづくり、新規就農等の雇用に関する事業についてもあわせて取り組んでいくことにしております。

また、移住を受け入れる体制づくりとしまして、移住者向け住宅やお試し住宅の整備、空き家活用のための改修支援、空き家バンク設置と充実など住宅に関する事業も盛り込む予定としております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。計画内容が完全に完成するといえますか、計画が、策定が終了する時期というのはいつごろだというふうに想定しているでしょう。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。町長の行政報告でも申し上げさせていただいたと思うんですが、10 月にですね、議員の皆様への説明を経まして、地方創生総合戦略を策定し、11 月には第 5 次佐川町総合計画の素案を策定し、12 月定例会にお諮りさせていただくこととしております。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。この質問の最後に、移住・定住対策を進めていく上において、その取り組みに大きく影響する空き家バンクの進捗状況についてお尋ねをいたします。

空き家の活用については、先の 6 月議会定例会でも申し上げましたとおり、空き家対策のための特別措置法が本年 5 月に全面施行されたことで、既存の補助制度を活用した空き家の登録を促すことが、住宅所有者並びに移住・定住希望者にとって、有効な対策であると考えております。

現在、チーム佐川推進課で取り組んでいる空き家バンクも、本年度における登録状況など、事業の進捗状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。昨年度よりですね、地区懇談会で空き家情報を地域の方からいただいております、またことし、今年度ですね、5月から制度設計や関係機関との調整を進めまして、7月に、空き家バンクの設置を制定しております。現在、地域から寄せられております空き家情報をもとに、順次、情報提供者や持ち主の方と現地調査や登録を、手続を進めておるのが現状であります。

空き家の情報につきましてはですね、現在、25件の情報を得ておりました、そのうち2件につきましては、現在登録をさせていただきますしております。それと、10件につきましては、持ち主の方からの回答待ちということになっております。そして5件につきましては、情報はありましたが、登録を持ち主の方から断られたという事例が5件ありました。あとですね、8件につきましては、どうしてもちょっと近所の方とか、関係された方に問い合わせをしましたが、持ち主、管理者が不明の物件が8件ある。このような状況になっております。以上でございます。

1 番（下川芳樹君）

25件というふうなお話でございました。空き家を持たれている住民の皆さんへの広報活動ですが、空き家を持っていることでのデメリット、改修補助による活用内容など、しっかりと広報ができていのかどうなのか、その取り組み内容について、御説明をお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。9月からはホームページのほうに空き家バンクの専用のページを設定し、今後は空き家の情報等を掲載していくこととしております。また、広報におきましても、空き家の情報の提供を呼びかけていく予定としております。また、議員の皆様におかれましても、空き家に関する情報等があれば、情報提供をどんどんチーム佐川推進課のほうにお願いをしたいと思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

情報提供だけではなく、空き家を持っていることでのデメリット

になる部分っていうのがあろうかと思います。特措法の関係で、法改正されたことによって持っているより貸したほうが得だになっていうふうな内容があればですね、ぜひ、そういう部分もあわせて広報に反映していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

空き家特別措置法におきましては、現在、関係課ともですね、協議中でございます。そういった除却を含めてですね、活用できる空き家であるとかそういった情報を集めまして、持ち主の方とも協議をしながら進めていくこととしていきたいと考えておりますし、また情報の管理とかいいますか、そういった面におきましても、関係課との協議していったって、1つの課で集中的に管理して、事業に当たるには事業課のほうでというようなことも考えていき、進めていきたいと考えております。

1番（下川芳樹君）

以前、町長に提案をしたことがございます移住促進を外部の団体に委託してはというふうな考え方でございますが、先日、中村議員から質問がございました中で、空き家を住民組織で有効に活用する方法など、そういうさまざまな住民力を活用した移住・定住空き家対策っていうものも考えられるというふうに思いますが、この考え方について、町長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。いろいろな取り組み方があろうと思います。佐川町におきましては、現時点で空き家対策の情報発信と運用については、町でやっていこうというふうに考えております。今、佐川町全体のブランド戦略を立ち上げております。昨日も、ふるさと寄附に関する御質問もありました。佐川町のブランドの中で、佐川町の地方創生の取り組み、移住の取り組み、ふるさと納税の取り組み、佐川町らしさの情報発信、それらをまとめてブランド戦略としてブランドサイトを構築をして情報発信をしていこうということも考えております。

その中で、高知県の制度を活用させていただいて、移住相談員を今雇用させていただいているという中で、この事業については取り組みを進めてますので、当面は、今の形で進めていきたい。そのほうが佐川町全体にとっていいのではないかなあという判断で取り組んでおります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。今後とも、登録による所有者へのメリットを十分広報されまして、町民の皆さんの理解を得つつ、登録者の拡大に努めていただきますようお願いをいたしまして、私からの全ての質問を終わりたいと思います。誠意ある御回答をありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（西村清勇君）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

慎重に審査をした結果、不採択と決定しましたので、よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

受理番号 5 について、質疑を行います。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。不採択という理由でしたが、どういう審議をされて不採択になったか、詳しくお話いただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 53 分

再開 午前 9 時 54 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務文教常任委員長（西村清勇君）

審査の結果を報告したいと思います。この案件によりましたら、まずは、120 人規模の学校に 400 人以上の生徒が押し込まれているという内容でしたけども、今日、子供が大変少なくなっていく中で、私たちの町村にはそういう例はありませんけども、よその地区にもしかしてあるかもわかりませんが、実際には、こういった例は

ないんじゃないだろうかということで判断の上で不採択と決定しました。

2 番（坂本玲子君）

再度お伺いします。これは、特別支援学校の設置基準を求める陳情書でございます。普通の学校で人数は減っておりますが、特別支援学校の対象となる子供が、近年増えております。そういう中で、そういう、あるかないかわからないのでっていう理由での不採択っていうのがよくわからないんですが、やっぱりそういう基準があるっていうのは大事なことだと私は思うのですが、その点、いかがでしょうか。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩　　午前 9 時 55 分

再開　　午前 9 時 58 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

この陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

従って、受理番号 5、特別支援学校の「設置基準」策定を求める陳情書について、採択することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 9 時 59 分

再開 午前 10 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 11 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午前 10 時 1 分